

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（ADR法）について

1 法律の概要

(1) 裁判外紛争解決手続（ADR）の意義

仲裁，調停，あっせんなどの裁判によらない紛争解決方法をいう。

（注）本法律では，「訴訟手続によらずに民事上の紛争の解決をしようとする当事者のため，公正な第三者が関与して，その解決を図る手続」と定義している（第1条）。

ADRは，Alternative Dispute Resolution の略である。

(2) 法律の概要

内外の社会経済情勢の変化に伴い，裁判外紛争解決手続が重要なものとなっていることにかんがみ，紛争の当事者がその解決を図るのにふさわしい手続を選択することを容易にし，国民の権利利益の適切な実現に資することを目的として，主に次の事項についてを定めるものである。

裁判外紛争解決手続の基本理念

裁判外紛争解決手続に関し国民の理解の増進を図ることなどの国等の責務

裁判外紛争解決手続のうち，民間事業者の行う和解の仲介（調停，あっせん等）の業務についての認証制度（その業務の適正さを確保するための一定の要件に適合していることについて，法務大臣が認証するものとする。）

法務大臣の認証を受けた民間事業者の和解の仲介の業務についての時効中断，訴訟手続の中止等の法的効果の付与

(3) 施行

平成19年5月末日までの政令で定める日から施行される（附則第1条）。

2 施行準備作業（予定）

現在～ 裁判外紛争解決手続及びADR法についての周知広報活動
平成17年度～18年度前半

平成18年度～ 認証制度に関し，政省令策定・ガイドライン作成作業
認証制度についての周知広報活動
省内体制整備等
事業者側の体制整備等

平成19年5月末日

ADR法施行期限